

「ながの百景」の追加選定について

「ながの百景」については、平成26年度の選定から10年が経過し、状況が変化した景観や新たに見出され守り育まれている景観があることから、令和4年度の景観審議会で追加募集及び見直しを行うことが決定されました。

その後、令和5、6年度の2年にわたり、追加選定の内容検討、追加募集を行い、景観審議会による選考を経て、今年度中に新たな「ながの百景」を決定するものです。

1 経過

年 度	会議名 等	内 容
令和4年度	第3回審議会(R5.2.1)	「ながの百景」の見直し 発議・承認
令和5年度	第1回審議会(R5.4.18)	スケジュール（追加募集期間1年間） 承認
	第2回審議会(R5.7.11)	・（諮問）ながの百景の追加について ・追加選定実施要領（追加募集事業募集要項） ・追加募集事業応募規約 承認
	R5年10月1日 ～（R6年9月30日）	「ながの百景」追加募集期間（1年間）
	第4回審議会(R6.2.7)	・追加選考要領 承認 ・追加募集の応募作品（14件） 中間報告

2 追加募集状況

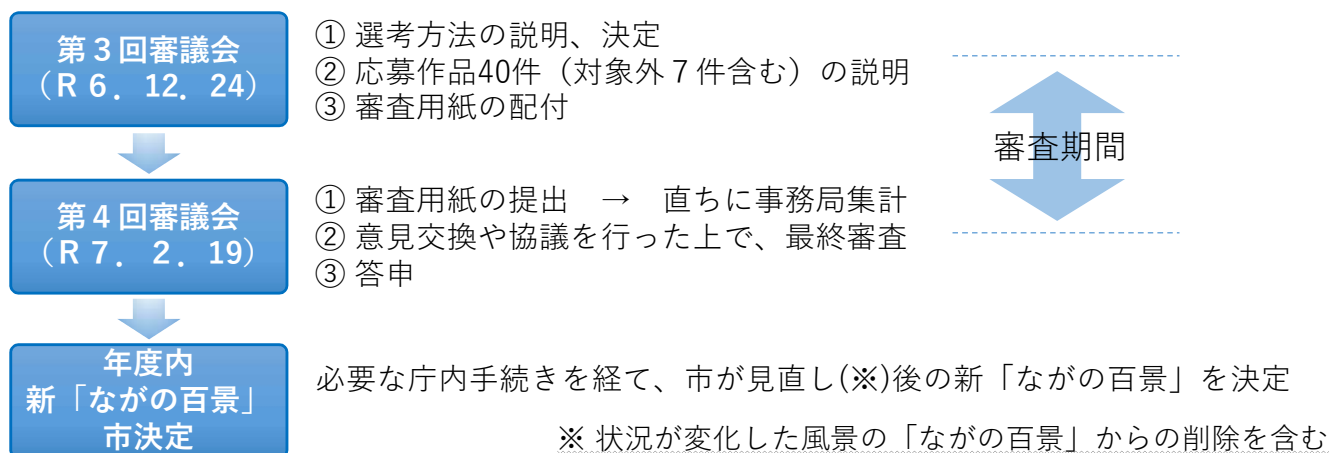
（1）募集期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで（1年間）

（2）応募件数 40件 （同一視対象1件を含む）

（3）審査対象 33件 （同一視対象1件を含む）

※「視対象が建築物・工作物のため対象外（景観賞の対象）」、「すでに百景選定済み」、「視点場が市外」等の理由から、7件が対象外

3 選考手順



4 選考方法 ～ 追加選考要領 参照

大基準	長野らしさを感じることができ、市民が愛着と誇りを持って、後世に引き継ぐ必要があると認められるもの
観 点	ア 長野市の豊かな自然や季節のうつろいが感じられる イ 時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化が感じられる ウ 人々のいきいきとした活動が感じられる エ 祭りやイベントなどの賑わいが感じられる
その他	▪ 視点場は、誰でも立ち入ることができる場所とする。 ▪ 選考の予定数は、定めません。

「ながの百景」追加選考要領

長野市景観審議会

1 目的

この選考要領は、「ながの百景」追加選定実施要領に定める選考方法について、選考の対象、基準、その他必要な事項を定めます。

2 選考対象

応募のあった景観のうち、募集要項に適合し、かつ次の各号を勘案し、選考対象として認められるものの中から選考します。

(1) 見る場所（以下「視点場」という。）と見る対象（以下「視対象」という。）の組み合わせで一つの選考対象とし、異なる季節でも、同一の組み合わせであれば、一つの選考対象とします。

(2) 視点場または視対象が重複または類似している場合は、原則として次のとおり取り扱います。

ア 視対象が複数あり、視点場が同一または近接する場合は、一つの選考対象として取り扱います。

(例) 妻女山からの眺め、こしき岩から望む善光寺平、地附山公園からの眺め

イ 同一または、類似の視対象に対し、視点場が複数ある場合は、一つの選考対象として取り扱います。

(例) 善光寺平用水、南八幡川沿いの通り、戸隠神社奥社参道の杉並木、長野マラソンの風景、長野びんずる、長野えびす講の花火

(3) (1) 及び (2) を勘案して、既に「ながの百景」として選定されている景観と同一と認められるものについては、選考対象としません。

(4) 現存しないもの、現状の継続が見込まれないものは選考対象としません。

3 選考基準

(1) 長野市内から見る事ができれば、視対象が長野市外に存在していても良いものとします。

(2) 以下の観点に沿い、長野らしさを感じることができ、市民が愛着と誇りを持って、後世に引き継ぐ必要があると認められるものとします。

ア 長野市の豊かな自然や季節のうつろいを感じられる

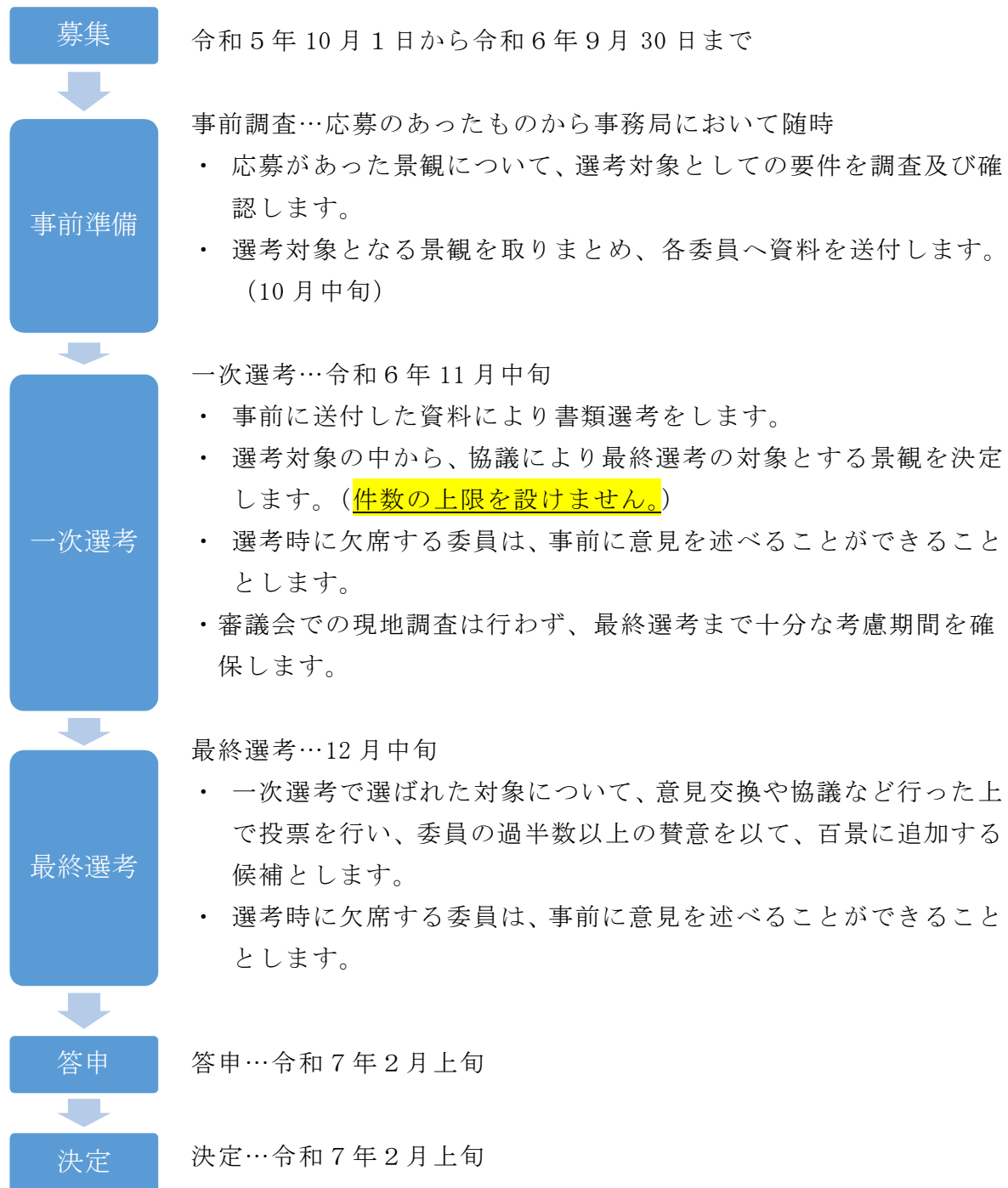
イ 時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化を感じられる

ウ 人々のいきいきとした活動を感じられる

エ 祭りやイベントなどの賑わいを感じられる

(3) 視点場は、一般に公開されているなど、誰でも立ち入ることができる場所とします。

4 選考手順及び方法(時期は概ねの目安です)



5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は審議会の審議により決定します。